

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目次

| | |
|------------------------------------------|-----|
| 告示 | ページ |
| 公有水面埋立免許願書の提出(一四〇・水産漁港課)..... | 1 |
| 大規模小売店舗の新設に関する届出(一四一・商工業振興課)..... | 1 |
| 大規模小売店舗の変更に関し聴取した意見の概要(一四二・商工業振興課)..... | 2 |
| 都市計画の変更予定及び都市計画の縦覧(一四三・都市計画課)..... | 3 |
| 道路区域の変更(一四四・一四五・道路環境課)..... | 3 |
| 道路区域の変更及び供用開始(一四六・道路環境課)..... | 4 |
| 開発行為に関する工事の完了(一四七・秋田地域振興局建設部)..... | 4 |
| 公告 | |
| 土地改良区の新たな土地改良事業の施行の認可(山本地域振興局農林部)..... | 5 |
| 県営土地改良事業計画の決定(平鹿地域振興局農林部)..... | 5 |
| 市町村営土地改良事業の協議を適当とする旨の決定(雄勝地域振興局農林部)..... | 5 |
| 物品調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課)..... | 5 |

告示

秋田県告示第四百十号
 公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第二項の規定により、公有水面埋立免許願書の提出があったので、同法第三条第一項の規定に基づき、次のとおりその要領を告示し、願書及び関係図書を縦覧に供する。
 平成十七年二月十八日

- 一 願書の要領
- (一) 埋立出願人の名称、住所及び代表者の氏名
- 秋田県知事 寺田典城

- 名称 秋田県
- 住所 秋田市山王四丁目一番一号
- 代表者の氏名 秋田県知事 寺田典城
- (二) 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域
- (1) 埋立区域
- 位置 由利郡金浦町金浦字岡の谷地九十番地一に接する護岸敷地先の公有水面
- 面積 四百三十一・九三平方メートル
- (2) 埋立てに関する工事の施行区域
- 位置 由利郡金浦町金浦字岡の谷地九十番地一に接する護岸敷地先の公有水面
- 面積 二千七百十六・五六平方メートル
- (三) 埋立地の用途
- 漁港施設用地
- (四) 出願の年月日
- 平成十七年二月七日

- 二 願書及び関係図書の縦覧の期間及び場所
- (一) 縦覧期間 平成十七年二月十八日から同年三月十日まで
- (二) 縦覧場所 農林水産部水産漁港課及び由利地域振興局農林部

秋田県告示第四百十一号
 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同法第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。
 なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。
 平成十七年二月十八日

- 秋田県知事 寺田典城
- 一 届出事項の概要
- (一) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
- 株式会社カヤナギ 代表取締役 高柳恭侑
- 大曲市川目字町東三十三番地
- (二) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- グランマート飯田店

- (三) 大曲市飯田字堰東百七十六番一
小売業を行う者の名称及び住所
株式会社タカヤナギ 代表取締役 高柳恭侑
大曲市川目字町東三十三番地
株式会社キカワ 代表取締役 吉川邦宏
仙北郡中仙町字新山六十一 一
大規模小売店舗の新設をする日
平成十七年九月三十日
- (四) 大規模小売店舗の新設をする日
平成十七年九月三十日
- (五) 店舗面積の合計
千九百四十・三七五平方メートル
- (六) 駐車場の収容台数
百十三台
- (七) 駐輪場の収容台数
六十台
- (八) 荷さばき施設の面積
百三十九平方メートル
- (九) 廃棄物等の保管施設の容量
四十三立方メートル
- (十) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
株式会社タカヤナギ、株式会社キカワ
開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後十一時
来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前八時四十五分から午後十一時十五分まで
- (十一) 駐車場の自動車の出入口の数
二か所
- (十二) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前六時から午後九時まで
- 二 届出年月日
平成十七年二月七日
- 三 関係書類の縦覧場所及び期間
(一) 縦覧場所
県庁第二庁舎一階 県政情報資料室
大曲市役所 商工観光課
縦覧期間
平成十七年二月十八日から同年六月二十日まで
- 四 意見書の提出先

- 五 秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課
意見書に添付する書面に記載すべき事項
(一) 意見を述べる者の氏名及び住所
(二) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
(三) 意見を述べる理由

秋田県告示第百四十二号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項及び第二項の規定により、大規模小売店舗の変更に關して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を聴取したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成十七年二月十八日

秋田県知事 寺田典城

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ショッピングタウンアクロス能代
能代市字寺向四十八外
- 二 能代市長の意見
(一) 周辺の交通への影響等について
営業時間の延長により交通流動が大幅に変化することはないと思われるが、不確定要素(不必要なアイドリング、クラクション、空ぶかし等)による周辺環境における影響を考慮し、苦情が発生したときの対応を検討する必要がある。
(二) 騒音及び光線による周辺地域への影響について
(1) 車両等の騒音について
来客者等の増加等による騒音レベルの最大値の変化や周辺交通量の増加に伴う騒音も考えられるので、関係する苦情、相談があった場合には、遮音・防音等に関し最善の措置を図ること。
(2) 照明等の光線について
店舗、駐車場、車両等の光線により周辺地域の生活環境に影響を与える場合が考えられるので、関係する苦情、相談があった場合には、遮光等に最善の措置を図ること。
(3) ガン・カモ類の生態への配慮について
店舗周辺には渡り鳥の飛来地である小友沼やハクチョウ、ガン・カモ類の餌場となる水田があり、人為的に明るくしたり、騒音があったりすると、こうした生物の生態系に影響を与えることが考えられるので、配慮いただきたい。
廃棄物について
- (三)

- (1) 店舗の閉店時刻の延長により、廃棄物の増量が予想されるが、廃棄物保管場所及び資源化物保管場所の整理・整頓等について、一層留意願いたい。
- (2) 事業系一般廃棄物の経年変化による増加基調及び平成十六年度能代市一般廃棄物処理実施計画の事業系一般廃棄物四百七十七トンの減量化計画に鑑み、廃棄物の減量化及び資源化の取り組みについて、これまで以上に徹底し特段の配慮を願いたい。

三 周辺地域の住民、事業者等の意見の概要

意見書の提出なし

四 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

能代市役所 商工港湾課

(二) 縦覧期間

平成十七年二月十八日から同年三月十八日まで

秋田県告示第四百二十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、都市計画を変更するので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定に基づき、次のとおり公告し、当該都市計画の案を縦覧に供する。
 なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。
 平成十七年二月十八日

一 都市計画の種類

道路

二 都市計画の案の名称

秋田県知事 寺田典城

一 道路の区域

| 一般国道 | 道路の種類 | | 路線名 | 区 | 間 | 敷地の幅員(メートル) | 延長(キロメートル) |
|------|-------|---|--------|-------------------------|---|---------------|------------|
| | 旧新別 | 路 | | | | | |
| 新 | 旧 | 線 | 三三九十八号 | 雄勝郡皆瀬村川向字下毛野七番一地先から六番まで | 間 | 一三・〇〇〇～二一・六〇〇 | 〇・〇九八 |
| | 新 | 線 | | | | | |

秋田都市計画道路の変更(三・一・四十四号新都市大通線及び三・四・四十五号上北手雄和線)

三 都市計画を変更する土地の区域

(一) 三・一・四十四号新都市大通線

変更する部分 秋田市上北手猿田字寺ノ沢、字中谷地及び字堤ノ沢、御所野下堤字一丁目及び字二丁目、御所野元町字一丁目、字二丁目、字三丁目及び字七丁目、御所野地藏田字一丁目及び字三丁目の一部

(二) 三・四・四十五号上北手雄和線

変更する部分 秋田市上北手猿田字寺ノ沢及び字堤ノ沢、上北手古野字脇ノ田及び字台、御所野湯本字一丁目、字二丁目、字三丁目及び字六丁目、御所野元町字三丁目、字四丁目、字五丁目、字六丁目及び字七丁目、御所野地藏田字三丁目、四ツ小屋末戸松本字坂ノ上、字地藏田、字向田、字柳田、字島田及び字古川敷、雄和田草川字高野の一部

四 都市計画の案の縦覧場所

秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課

秋田市山王四丁目一番二号 秋田地域振興局建設部都市計画課

(三) 秋田市山王一丁目一番一号 秋田市都市整備部都市計画課

五 都市計画の案の縦覧期間

平成十七年二月十八日(金)から同年三月四日(金)まで

秋田県告示第四百四十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
 平成十七年二月十八日

秋田県知事 寺田典城

- 二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (一) 場所 建設交通部道路環境課
- (二) 期間 平成十七年二月十八日から同年三月三日まで

秋田県告示第四百十五号

一 道路の区域

| 県道 | 道路の種類 | | 路線名 | 区 | 間 | 敷地の幅員(メートル) | 延長(キロメートル) |
|----|-------|---|---------|--------------------------------|---|---------------|------------|
| | 新 | 旧 | | | | | |
| | | | 秋田岩見船岡線 | 秋田市千秋公園五一番一〇地先から手形山崎町一四四番五地先まで | | 二〇・〇〇〇～三九・〇〇〇 | 〇・五四七 |
| | | | 秋田岩見船岡線 | " | | 二〇・〇〇〇～三九・〇〇〇 | 〇・五四七 |

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
平成十七年二月十八日

秋田県知事 寺田典城

- 二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (一) 場所 建設交通部道路環境課
- (二) 期間 平成十七年二月十八日から同年三月三日まで

秋田県告示第四百十六号

一 道路の区域及び供用開始の区間

| 県道 | 道路の種類 | | 路線名 | 区 | 間 | 敷地の幅員(メートル) | 延長(キロメートル) |
|----|-------|---|-------|-----------------------------|---|--------------|------------|
| | 新 | 旧 | | | | | |
| | | | 男鹿半島線 | 男鹿市戸賀塩浜字漁元崎一地先から字壺ヶ沢五二番地先まで | | 七・〇〇〇～八八・〇〇〇 | 〇・五二〇 |
| | | | 男鹿半島線 | " | | 七・〇〇〇～八八・〇〇〇 | 〇・五二〇 |

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。
平成十七年二月十八日

秋田県知事 寺田典城

- 二 供用開始の期日 平成十七年二月十八日
- 三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (一) 場所 建設交通部道路環境課
- (二) 期間 平成十七年二月十八日から同年三月三日まで

秋田県告示第四百十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により平成十六年九月六日付け指令秋建三三十二で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成十七年二月十八日

一 開発許可を受けた者の住所及び氏名

秋田県知事 寺田典城

公 告

男鹿市船越字杉山二十五番十九
 アクネス不動産 代表 下 間 俊 悦

二 開発区域に含まれる地域の名称
 男鹿市船越字那場掛百二十二番、百二十二番一、百二十八番、百二十九番、百三十番、百八十六番、百八十七番

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により、山本郡山本町下岩川土地改良区から申請があつた新たな土地改良事業（向達子地区県単小規模土地改良事業（かんがい排水））の施行について、平成十七年二月十日認可したので、同条第十一項の規定に基づき、公告する。

平成十七年二月十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、平鹿郡大森町字中島三上田晃ほか十七名から申請があつた県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十七年二月十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業（大森地区かんがい排水事業）計画書の写し

二 縦覧期間 平成十七年二月十八日から同年三月十七日まで

三 縦覧場所 平鹿郡雄物川町役場、平鹿郡大森町役場

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、羽後町からなされた土地改良事業の施行に係る協議を適当と決定したので、同法第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十七年二月十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 縦覧に供すべき書類の名称 土地改良事業（羽後地区地域環境保全型農業推進総合整備事業）計画書の写し

二 縦覧期間 平成十七年二月二十一日から同年三月十八日まで

三 縦覧場所 羽後町役場

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十七年二月十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量

給食用食器 二百七十組

購入物品の仕様等

(二) 入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成十七年三月三十日（水）

(四) 納入場所

秋田県立大館国際情報学院

二 入札に参加する者に必要な資格

(一) 地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。

(二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県出納局管財課（電話番号〇一八 八六〇 二七三八）

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第二十九号）第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十七年二月十八日（金）から同月二十八日（月）

までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十七年三月七日（月）午前十時三十分

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。）第百六十条から第百六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効
規則第百六十六条に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他
詳細は、入札説明書による。

正 誤

ページ

段

行

誤

正

平成十六年十二月二十四日(号外第六号)掲載の秋田県告示第千十七号(保安林予定森林の指定通知)

(原稿誤り)

二 下

終りか
ら一五

一七の二、一八、一九、二七、字上面間ケ沢一六の一、一七の一、一八、陳ヶ森

一七の二、一八、一九、二七、字上面間ケ沢一六の一、一七の一、一八、陳ヶ森

平成十七年二月八日(第千六百四十七号)掲載の秋田県告示第百十八号(都市計画事業の事業計画の変更の認可)

(原稿誤り)

四 下

終りか
ら五

昭和五十一年九月十四日

平成十七年二月八日

発行者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷者 印刷所

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(862)八七六六 FAX(863)〇〇〇五
E-mail:matsubar@matsubaransetu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄

